大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（委託役務業務）

（目的）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年５月３日政令第 16 号）第 167 条の 10 第１項及び第 167 条の 10 の２第２項の規定を適用する委託契約及び請負契約（建設工事及びこれに関連する業務に係るものを除く。）に係る入札において、低入札価格調査を行う基準として予め設定した価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札があった場合の低入札価格調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　最低価格入札者　一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。以下同じ。）において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。

(2)　最高評価点者　総合評価一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価点の最も高い者をいう。

(3)　落札候補者　一般競争入札においては最低価格入札者を、総合評価一般競争入札においては最高評価値者をいう。

(4) 発注機関　大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号。）第 53 条の３第１項及び大阪府企業財務規則（昭和 39 年大阪府規則第 28 号。）第 47 条の２の規定により契約局長に契約締結の請求を行うとされている本庁及び予算執行機関

（適用対象業務）

第３条　低入札価格調査制度を適用する業務は、別表のとおりとする。

（調査対象）

第４条　発注機関の長から契約局長へ契約締結を請求した委託契約及び請負契約に係る入札のうち、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、契約局長は落札決定を保留して、落札候補者の行った入札について低入札価格調査を実施する。

２　落札候補者が次に掲げる者に該当する場合は、前項の低入札価格調査の対象としない。

(1)　入札参加資格の確認の結果、資格を有しないと認められた者

(2)　低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を予め指定した日に提出しなかった者

(3)　調査資料のすべてが整っていなかった者

（調査対象者の決定）

第５条　落札候補者の入札参加資格を確認し、入札参加資格があると認められた当該落札候補者を低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。この場合において、入札参加資格がある

と認められた落札候補者が２者以上あるときは、くじにより決定された資格確認順位に従い、調査対象者とする。

（調査及び審査等の実施）

第６条　低入札価格調査に係る調査及び審査は、大阪府総務部契約局競争入札審査会（以下「入札審査会」という。）が行う。

２　前項の調査に当たり、総務委託物品課長及び発注機関の長は、協働して調査資料の内容の確認及び分析を行ない、必要に応じて調査対象者に対するヒアリングを実施するとともに、納税証明書や決算報告書並びに調査及び審査に必要となる追加資料の提出を求めるものとする。

３　総務委託物品課長は、予め調査資料の様式等を作成するものとする。

（失格の基準）

第７条　前条第１項の低入札価格調査において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者は失格とする。

(1) 労務単価が最低賃金を下回っている等必要な費用が計上されていない場合

(2) 根拠のない本社経費の充当等積算方法の説明ができない場合

(3) 当該低入価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合

(5) 当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると認められると判断された場合

(6)　前各号に掲げるもののほか、契約局長が別に定める失格の基準に該当する場合

（調査基準価格の算出）

第８条　対象業務を競争入札に付そうとするときは、当該業務の予定価格の決定者は、別に定める算出方法により、調査基準価格を決定するものとする。

（入札参加者への周知）

第９条　この制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を入札公告に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

(1)　当該入札は低入札価格調査の対象業務であること。

(2)　調査基準価格を下回る価格で入札を行う者は、調査資料を作成し、指定された期日に提出しなければならないこと。

(3)　指定した日に調査資料を提出しない者のした入札は無効となること。

(4)　前号の調査資料の他に委託物品契約課長及び発注機関の長が必要とする資料の提出を求める場合があること。

(5)　調査基準価格を下回った価格で入札を行った者は、調査に対して誠実に応じなければならないこと。

(6)　落札候補者が２者以上あるときは、くじにより決定された資格確認順位に従い、低入札価格調査

を実施すること。

(7) 調査基準価格を下回った価格で入札を行った者は、落札候補者となっても落札者とならない場合があること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、契約局長が別に定めた基準及び条件等

(9) 低入札価格調査を行った者以外の者が提出した調査資料は、指定された期間に限り希望者に返却すること。

(審査会への報告)

第 10 条　総務委託物品課長及び発注機関の長は、第５条第２項による確認及び分析の結果を踏まえ、低入札価格調査報告書を作成し、入札審査会に報告するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第 11 条　入札審査会は、前条の報告に基づき、調査対象者の入札について、第７条に規定する失格の基準（以下「失格基準」という。）に基づき調査及び審査するものとする。

２　前項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由がないと認めた場合は、契約局長は、その者を落札者とするものとする。

３　第１項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由があると認めた場合は、契約局長は、その者を落札者としないものとする。

４　前項の場合においては、次の各号に定める者（以下「次順位者」という。）の入札参加資格を確認し、資格があると認められた当該次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者である場合は、当該次順位者を第５条の規定よる手続きを経た上、改めて調査対象者とし、第６条第１項の調査及び審査を行うものとする。この場合において、第５条中「落札候補者」とあるのは、「次順位者」と読み替えるものとする。

(1) 最低価格者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者

(2) 最高評価値者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高評価値をもって入札をした者

５　第２項及び第４項の規定により落札者を決定した場合は、契約局長は、落札者を含むすべての入札参加者に通知する。

（失格の通知）

第 12 条　契約局長は、前条第３項の規定により、落札者とならなかった者に対し、落札者とならなかった理由を付した通知を行う。

（情報の公表）

第 13 条　契約局長は、低入札価格調査の経緯について、落札者決定後速やかに、公表する。

附　　則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

低入札価格調査制度を適用する業務	入札参加資格において、庁舎清掃（種目コード 001）、病院清掃（種目コード002）又は樹木管理（種目コード051）に登録されていることを要件とする業務で、その予定価格が政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）に定める基準額に該当するもの